

履歴事項全部証明書

茨城県龍ケ崎市平台四丁目20番地6
一般財団法人ワンアース

会社法人等番号	0500-05-011688		
名称	一般財団法人ワンアース		
主たる事務所	茨城県龍ケ崎市平台四丁目20番地6		
法人の公告方法	電子公告により行う。 http://www.the-one-earth.org/jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。		
法人成立の年月日	平成27年6月5日		
目的等	目的 この法人は、宇宙的視点から、この星の、いのちの美しさを体感し、ひとつの星で共生するという新しい価値観に基づいた文化交流で、世界を一つに繋いでゆくことを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 宇宙桜等の保護、育成、増殖及び活用 (2) 東日本大震災等国内外の災害からの復興支援 (3) 青少年等の夢をはぐくむ宇宙文化創造と情報発信、交流ならびに人材育成 (4) 地球市民参加型の宇宙ミッションによる地球環境保全と国際相互理解の促進 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
役員に関する事項	評議員	赤木 一朗	
	評議員	赤木 一朗	平成30年12月13日重任
			平成30年12月26日登記
	評議員	野澤 汎雄	
	評議員	野澤 汎雄	平成30年12月13日重任
			平成30年12月26日登記

	評議員	<u>村田幸子</u>	
	評議員	村田幸子	平成30年12月13日重任 ----- 平成30年12月26日登記
	茨城県龍ケ崎市平台四丁目20番地6 代表理事	<u>長谷川洋一</u>	
	茨城県龍ケ崎市平台四丁目20番地6 代表理事	<u>長谷川洋一</u>	平成28年12月13日重任 ----- 平成29年 1月11日登記
	茨城県龍ケ崎市平台四丁目20番地6 代表理事	長谷川洋一	平成30年12月13日重任 ----- 平成30年12月26日登記
	理事	<u>長谷川洋一</u>	
	理事	<u>長谷川洋一</u>	平成28年12月13日重任 ----- 平成29年 1月11日登記
	理事	長谷川洋一	平成30年12月13日重任 ----- 平成30年12月26日登記
	理事	<u>踊場敏子</u>	
	理事	<u>踊場敏子</u>	平成28年12月13日重任 ----- 平成29年 1月11日登記
	理事	踊場敏子	平成30年12月13日重任 ----- 平成30年12月26日登記
	理事	<u>工藤園子</u>	
	理事	<u>工藤園子</u>	平成28年12月13日重任 ----- 平成29年 1月11日登記
	理事	工藤園子	平成30年12月13日重任 ----- 平成30年12月26日登記

	<p><u>理事</u> <u>三 船 文 彰</u></p>	
	<p><u>理事</u> <u>三 船 文 彰</u></p>	<p>平成28年12月13日重任</p>
		<p>平成29年 1月11日登記</p>
	<p>理事 三 船 文 彰</p>	<p>平成30年12月13日重任</p>
		<p>平成30年12月26日登記</p>
	<p><u>監事</u> <u>内 田 斉</u></p>	
	<p>監事 内 田 斉</p>	<p>平成30年12月13日重任</p>
		<p>平成30年12月26日登記</p>
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）、監事（以下「非業務執行理事等」という。）との間で、非業務執行理事等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	
登記記録に関する事項	設立	平成27年 6月 5日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(水戸地方法務局管轄)

平成31年 1月 8日

神戸地方法務局
登記官

高 井 保 人

